

茨城県教育大綱の改定について

茨城県政策企画部政策調整課

1 教育大綱の位置付けについて

県では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づく「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、茨城県教育大綱を位置付けています。

大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとされています。(同条第2項)

2 教育大綱の内容について

県では、令和元年8月より、以下のとおり定めています。

茨城県総合計画は、県政運営の指針であり、その教育、学術及び文化に関する部分は、本県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の目標や基本方針を定めるものであることから、茨城県総合計画の教育、学術及び文化に関する部分をもって大綱に代えることとします。

今年度末までで、茨城県総合計画の計画期間が終了となるため、現在、「次期・茨城県総合計画」の策定に係る検討を進めています。

3 次期・教育大綱(案)について

県では、引き続き、次期・茨城県総合計画の「教育、学術及び文化」に関する部分をもって大綱に代えることとしたいと考えます。

なお、次期・茨城県総合計画の「教育、学術及び文化」に関する部分については、以下のとおりです。

- ・ **資料2** 次期・茨城県教育大綱の概要(案)
- ・ **資料3** 次期・茨城県総合計画(案)